

第2号様式

自動車運転免許試験の停止等の行政処分事務取扱処理要領について（概要）

（令和5年11月30日 鹿免試第124号）

本通達は、道路交通法第97条の3の規定により鹿児島県公安委員会が、自動車等の運転免許試験に際して不正の手段によって免許試験を受け、又は受けようとした者に対し、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定の取消し及び免許試験を受けることができない期間等について上申し、又はその処分が決定した後における警察本部長及び警察署長が行う行政処分の事務取扱手続等について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 運転免許試験の停止等の上申
- 免許試験課長の運転免許試験の上申書の調査
- 警察署長の処理
- 処分執行後の免許試験課長の処理
- 被処分者に対する指導

等である。